

釜)および家具転倒防止器具の壁への取り付け(知事が承認したものに限る)に要したネジ穴については、そのまま残すことが認められます。詳しくは管理事務所にご相談ください。

▶住宅の検査

住宅返還届を提出されると、後日、管理事務所から生活サポーター(地区管理員)が訪問します。修繕の必要な箇所について指示を受けてください。

なお修繕業者の紹介を必要とされる方は、管理事務所へお問い合わせください。

▶修繕完了の確認

修繕が完了しましたら、生活サポーター(地区管理員)が完了検査を行います。なお、修繕が不十分な場合は、再度、修繕をしていただきます。

▶電気・ガス・水道・電話代などの精算

電気・ガス・水道・電話代などの公共料金の精算は、退去者自身が必ず退去日までにすませてください。

▶カギの返還

室内の修繕を終え退去される時には、お手持ちのカギを全てそろえて、管理事務所へ返してください。

▶敷金の返還

退去時補修や住宅使用料(家賃・共益費(県

徴収分))の支払いが完了されている場合は、退去されてから2~3カ月後に、返還します(10ページ参照。)。なお、住宅の原状回復費用との相殺は出来ません。

8 修繕

県営住宅は県民の貴重な財産ですから、入居者のみなさんは十分注意を払って、正常な状態に維持していただく義務があります。

したがって、県の負担区分となっている部分についてもみんなの不注意で住宅や共同施設を損傷したような場合は、その修繕費はみんなの負担となります(別冊の県営住宅修繕負担区分参照。)。

▶計画修繕とは

県では、既設の住宅の維持に必要な修繕計画をたて、逐次実施しています。

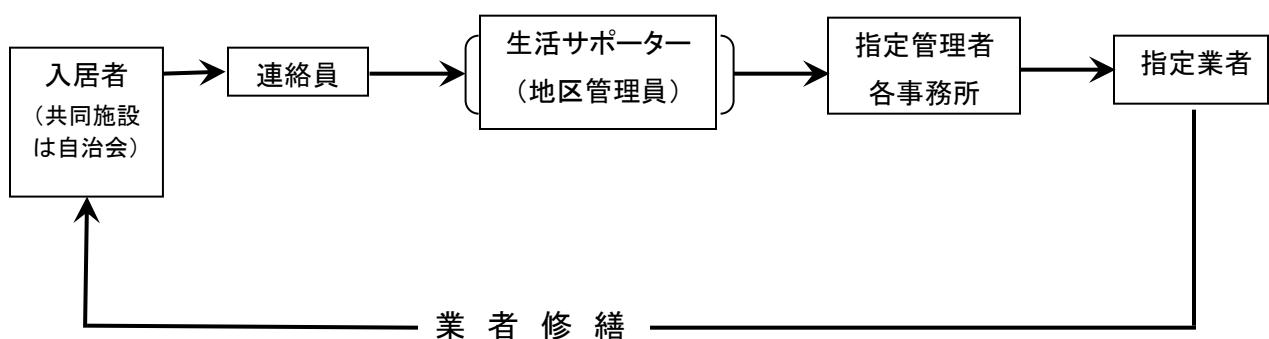
計画修繕の内容としては、流し台の取替、外部鉄部塗装、屋上防水、外壁塗装などがあります。

▶一般修繕とは

計画修繕以外の小修繕で、修繕箇所(内容)により県が修繕する場合と、入居者のみなさんに修繕していただく場合があります。

例えば、畳の表替え・ふすまの張替えなどは入居者の負担となります。詳しくは、別冊の県営住宅修繕負担区分をご覧ください。

なお、県の負担にかかる日常の修繕業務は次のとおりとなっていますので、各団地におられる連絡員を通じて修繕を依頼してください。



▶夜間、休日の緊急修繕体制

夜間、土・日曜、祝日、年末年始などの業務時間外に、水道ポンプの故障など緊急措置の必要が生じた場合には、日常修繕業務とは別に、つぎのとおり緊急修繕体制をとっていますので、

連絡一覧表によりあなたの団地の該当する業者にご連絡のうえ応急措置を受けてください。

※ 緊急修繕業者連絡一覧表は別途連絡員に配付。

緊急修繕体制

夜間、土・日曜、祝日、年末年始など



＜緊急修繕体制＞

なお、上記については業者の常時待機を指導し、入居者のみなさまに不便のかからぬよう努めていますが、特に緊急を要する修繕に限って利用するようお願いします。

日常修繕体制

平日(月曜～金曜)

